懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和元年8月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分 量定	処 分 年月日	事案の概要
支部職員 3 名	戒告	令和元年 8月28日	部下に対して申請書の管理事務に関する具体的 な指示を行わず、申請書の未処理等を発生させ た。
支部職員1名	降格	令和元年 8月28日	レセプトの資格点検業務において、事務処理を怠って放置し、事務の遅延を発生させた。また、上司に虚偽の報告を行った。
支部職員1名	減給	令和元年 8月28日	レセプトの資格点検業務において、手順書に定め られた進捗管理を怠る等により、事務の遅延を発 生させた。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務 に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、 公表することとしています。(プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除 く。)なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上